

2025 年度 大学院学生交流連合（早稲田大学・京都大学・慶應義塾大学・東京大学） 派遣学生募集要項

本学は京都大学、慶應義塾大学、東京大学（以下、3 大学）との間で、大学院学生の交流に関する協定を締結し、博士後期課程の研究指導を中心とした、大学院学生の派遣および受入を 2008 年より行っています。

2025 年度派遣学生の募集を、以下の要領にて行います。記載内容をよく確認のうえ、派遣を希望する場合は必要書類を所属研究科事務所へ提出してください。

1. 概 要

- (1) 学生が在籍する修士課程又は博士後期課程の修了に必要な研究指導の一部を 3 大学の研究科で受けることが研究上有益であると認められる場合、派遣が認められます。
- (2) 修士課程又は博士後期課程の修了に研究上有益であると認められる場合に、研究指導の他、派遣先の研究科における一部の授業科目を履修することができます。
- (3) 派遣先における研究指導や履修した単位等に関する取扱いは、各所属研究科の定めによりますので、各所属研究科事務所で確認してください。

2. 派遣期間

派遣期間は、原則として 1 年以内とします。

ただし、博士後期課程の学生は、研究上有益であると認められた場合、更に 1 年以内に限り期間を延長することができます。

3. 応募資格

修士課程および博士後期課程に在学する学生が対象となります。

***専門職大学院に所属する学生は除きます**

4. 応募方法

(1) 応募期間

原則派遣開始希望日の 2 ヶ月前までに、所属研究科の事務所に申請してください。

※2025 年 4 月からの派遣を希望する場合は、早急に所属研究科事務所にお問い合わせください。

※受付期間は研究科により異なるため、事前に所属研究科の事務所に確認してください。

※慶應義塾大学への派遣開始日は原則として「4 月 1 日」のみとなりますので注意してください。

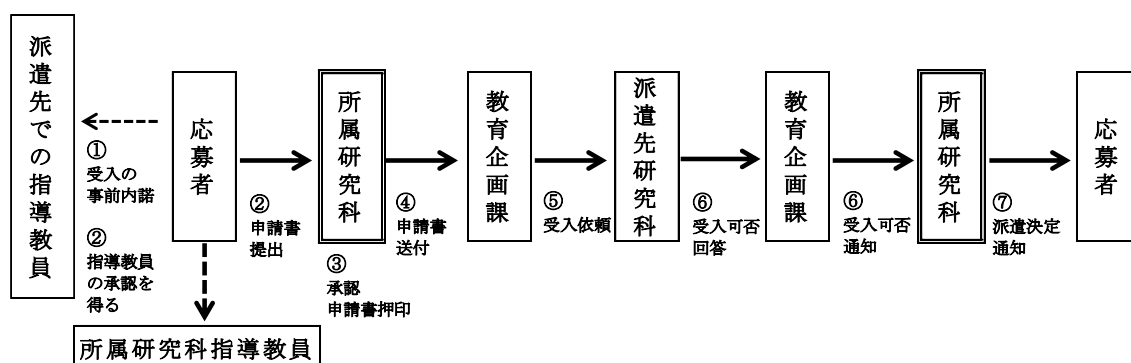
(2) 応募書類提出先 所属研究科事務所

(3) 提出書類 2025 年度大学院学生交流連合 申請書（派遣学生用）

***申請書は研究科事務所で配付されます。所属する研究科事務所に問い合わせください。**

(4) 応募の流れ

- ①派遣先の指導教員に受入の内諾を得てください。所属研究科（研究室）と派遣先の研究科（研究室）の間で交流がないなどの事情により、派遣先の指導教員より事前内諾が得られない場合、大学で一括して受入を依頼します（受入れが認められない場合もあります）。
- ②所属研究科の指導教員の承認を得た上で、申請書（指導教員の押印が必要です）を所属研究科に提出してください。
- ③本学より派遣先大学（研究科）へ受入を依頼します。
- ④派遣先研究科より、本学へ受入可否が回答されます。
- ⑤所属研究科より、応募者へ派遣の可否を通知いたします。



(※) 申請書提出から交流開始まで概ね 2 ヶ月程度を要しますので、余裕をもって申請をしてください。
なお、派遣先研究科の都合により、受入決定・交流開始までに時間を要する場合があります。

5. 派遣先の研究科

◆研究指導のみ受け入れ可能

東京大学	教育学研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	理学系研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	医学系研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	数理学研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
京都大学	文学研究科
	医学研究科（医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻：博士後期課程）
	医学研究科（社会健康医学系専攻：専門職学位課程）
	医学研究科（人間健康科学系専攻：修士課程、博士後期課程）
	エネルギー科学研究科
	アジア・アフリカ地域研究科
慶應義塾大学	文学研究科
	医学研究科
	政策・メディア研究科
	健康マネジメント研究科

◆研究指導・科目履修ともに受け入れ可能

東京大学	人文社会系研究科 →文学研究科所属学生のみ対象（受入人数の総数に制限あり）。派遣開始日は4月1日となる。書類審査・口頭諮問あり。
	総合文化研究科 →科目履修を希望する場合は事前に覚書を締結する必要があるため、学生からの希望によって手続きを開始した場合は相当な時間を要するため、次学期以降からとなる。 ※政治学研究科はすでに覚書締結済。
	工学系研究科 →申請翌学期以降に受入可能。希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	農学生命科学研究科 →事前に覚書を締結する必要があるため、学生からの希望によって手続きを開始した場合は相当な時間を要するため、次学期以降からとなる。
	薬学研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	新領域創成科学研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
京都大学	情報理工学系研究科 →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	学際情報学府（教育部） →希望者がいる場合に研究科で対応可否を検討の上対応する。 ※事前に覚書の締結が必要な場合もあるが、同学期中に対応可能な場合がある（要相談）。
	経済学研究科
	理学研究科
京都大学	薬学研究科
	工学研究科
	農学研究科
	情報学研究科
	生命科学研究科
	公共政策教育部（専門職学位課程）
	法学研究科（科目履修の受入のみ）
慶應義塾大学	社会学研究科
	理工学研究科（科目履修の受入のみ）
	システムデザイン・マネジメント研究科

6. 授業科目の履修

研究上有益であると認められる場合、10 単位を上限に研究指導の他、一部の授業科目を履修できる場合があります。ただし、派遣先の研究科によっては履修が許可されない場合（人数制限のある実験や実習等）があります。また、申請のタイミングによっては、科目履修のみ翌学期以降となる場合があります。

7. 経 費

早稲田大学に所定の学費等を納入してください。派遣先の研究科の学費は免除となりますが、授業科目ごとに徴収する実験実習料等の実費、宿舍、その他の経費など(例：交通費)は自己負担となります。各大学の寮の利用も原則できませんので、ご注意ください。

8. 学 籍

派遣している期間の学籍の異動はありません。本協定の枠組みで交流する学生は「特別交流学生」と呼ばれますが、派遣先の研究科では派遣先が定める身分となります。

9. その他

- (1) 派遣を希望する研究科は、一研究科に限ります。複数の研究科を希望することはできません。
- (2) 派遣申請後の辞退はできません。指導教員と十分に相談のうえ、申請をおこなってください。
- (3) 派遣が決定した場合、早稲田大学学生補償制度（傷害補償・賠償責任補償）への加入が必要となります。

10. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 応募書類に記載された個人情報は、大学院学生交流連合に関する処理において、早稲田大学から3大学へと提供し、学生交流制度の範囲内においてのみ利用致します。その他、統計値が必要となる場合に利用することもあります。その場合は個人を識別・特定できない形態で使用します。
- (2) 個人情報は目的の範囲内で利用するとともに適切な方法で管理し、第三者への目的外での開示・提供は「法令の定めがあるとき」または「本人の同意があるとき」のみに限ります。

以 上